

畜種別等説明会（令和5年10月25日及び30日開催）

# アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について ～乳用牛・肉用牛～

令和5年10月

**農林水産省**

畜産局 畜産振興課

# 1 アニマルウェルフェアの基本的な考え方について

# 家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

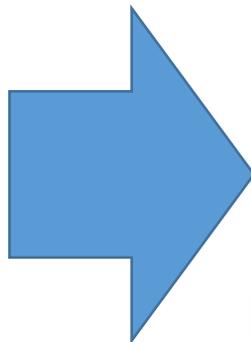
○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理



家畜のストレスや  
疾病の減少

家畜の本来持つ  
能力の発揮

良好な家畜のアニマルウェルフェア

「5つの自由」とは、

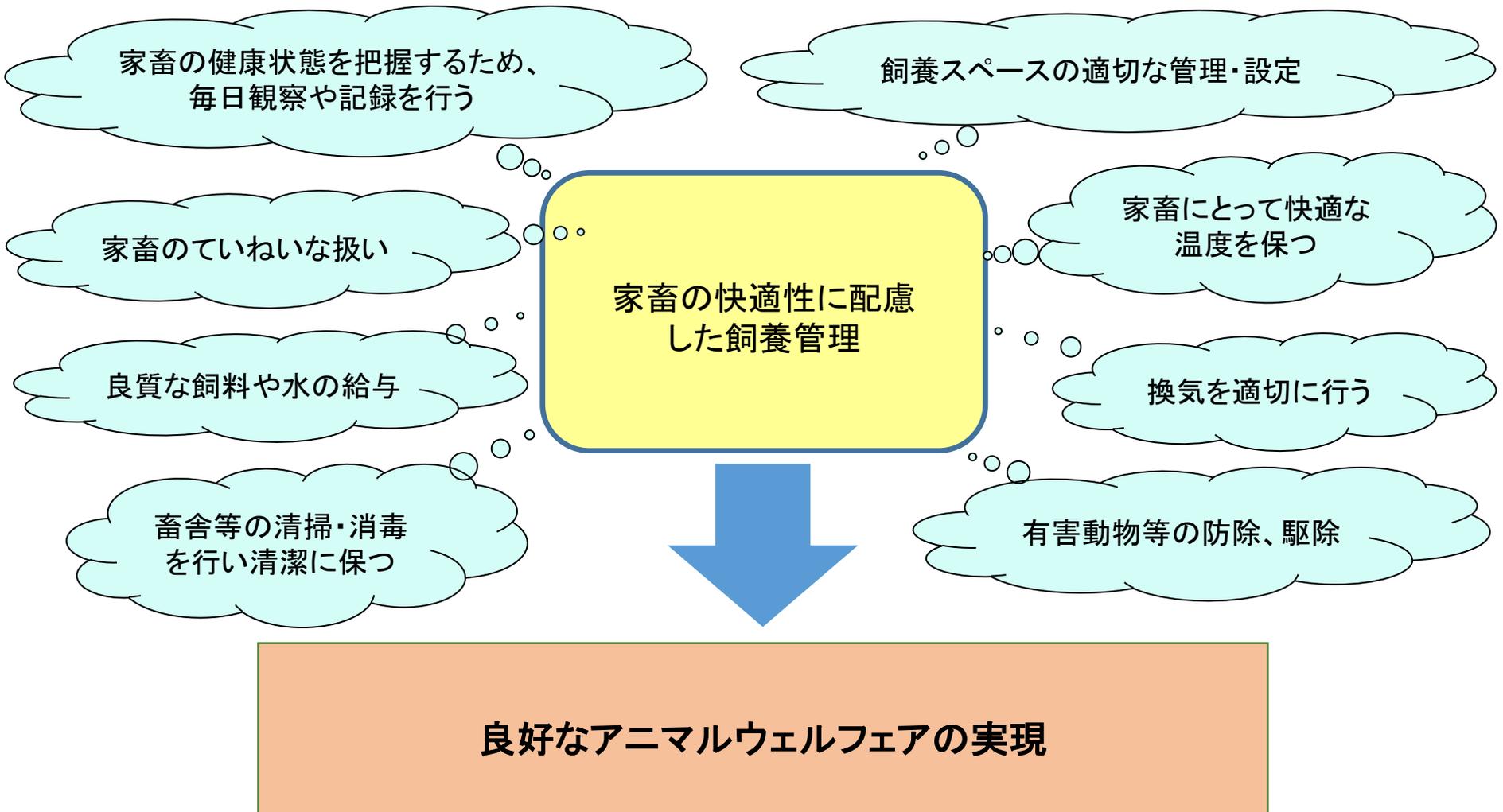
- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

# アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



## 2 アニマルウェルフェアに関する国際基準について

# 国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性 (AMR) 対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

**本部所在地** : フランス・パリ

**設立年月日** : 1924年 (大正13年) 1月25日

**日本の加盟年月日** : 1930年 (昭和5年) 1月28日

**加盟国数** : 182か国・地域 (2023年3月現在)

**事務局長** : モニーク・エロワ (2016年1月就任、フランス出身)

**組織** : 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター (リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター) から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



# WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

## 第1巻:一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 **アニマルウェルフェア**

## 第2巻:WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部

鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
<b>第7.3章</b>	<b>動物の陸路輸送</b>
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
<b>第7.6章</b>	<b>疾病の管理を目的とした動物の殺処分</b>
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
<b>第7.9章</b>	<b>アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム</b>
<b>第7.10章</b>	<b>アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム</b>
<b>第7.11章</b>	<b>アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム</b>
第7.12章	役用馬のウェルフェア
<b>第7.13章</b>	<b>アニマルウェルフェアと豚の生産システム</b>
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

### 3 アニマルウェルフェアに関する国の新たな指針について

# アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

## これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



## 新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

【指針の種類】 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、家畜の輸送、農場内における安楽死（8種類）

## 「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

# 「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1 管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、角が未発達な時期(生後2か月以内)に行う。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。
- 断尾は、牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、行わない。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 搾乳作業は静かで思いやりのある方法で行う。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

## 第2 栄養

### 【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

(対策の一例)

### ○尾のトリミング

どうしても牛体や乳房等の汚れが改善されず、尾が問題になっていると考えられる場合は、尾尻のトリミングをすることが推奨されます。尾尻のトリミングとは、毛の部分をカットする方法です。特に尾毛が汚れやすいので、尾毛を少なくすることで汚れが軽減されます。



尾尻全体をカットしてトリミング



尾の毛の部分のみを握って、余ったところを切ります(15cmぐらいの毛は残す感じ)。周辺もトリミングして整えます。

・ 飼料を要求する行動



・ 粗飼料不足のサインである舌遊び行動



# 「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

・ 体格に合っている牛床の例（フリーストール牛舎）



・ 体格に合っている牛床の例（つなぎ飼い牛舎）



・ 送風機の設置例



## 第3 牛舎

### 【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- カウトレーナーを使用する場合、適切な方法で設置し、使用する。
- フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備する。
- ミルキングパーラー、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起が無いよう、設計し、管理する。

## 第4 牛舎の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

## 第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

## 第6 乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

# 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1 管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢を行う際は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
  - 除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用。
  - 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要と判断された場合は麻酔薬等を使用。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

## 第2 栄養

### 【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

・蹄の管理



削蹄後



（指標となる行動）

牛の中で強い行動欲求がある正常行動の1つに反芻があります。粗飼料を給与されない場合、偽咀嚼行動が発現し、更には舌遊び行動という常同行動の発現も誘発されます。

全ての個体が舌遊び行動をとるというものではありませんが、粗飼料不足の1つの指標となりますので、この行動が見られた際には粗飼料給与量を増やすなどの対応策を考慮することが望まれます。

・舌遊び行動



# 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第3 牛舎

### 【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 放し飼い方式では、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう設計し、管理する。

## 第4 牛舎の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

## 第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

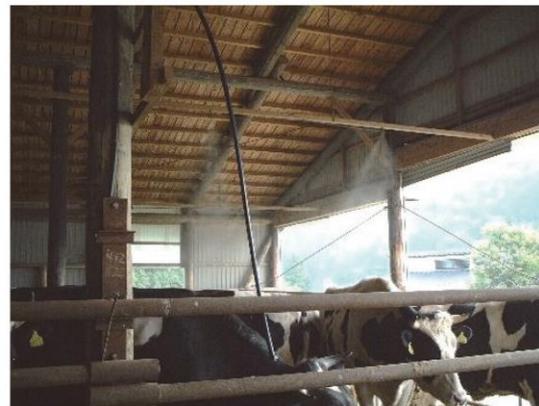
### 【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

## 第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

・スプリンクラーの設置



・直下方向の換気扇による換気と除湿



# 新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所

The screenshot shows the homepage of the Japanese Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF). The navigation bar includes 'English', 'Mass Site', 'Site Map', 'Text Size', 'Standard', and 'Close'. Below the navigation bar is a search bar with options to search by 'Reverse Dictionary', 'Organization', 'Keyword', and 'Google'. The main menu includes 'Home', 'Production', 'Animal Welfare', 'Statistics', 'Application/Inquiry', and 'About MAFF'. The current page is 'Animal Welfare' > 'Animal Welfare' > 'Animal Welfare Guidelines'. The page title is 'Animal Welfare Guidelines'. The main content area is titled 'Animal Welfare Guidelines' and contains a list of guidelines with PDF icons and file sizes. Below the list is a section for 'Reference Materials' and a link to 'Past Guidelines'.

農林水産省

English > マスサイト > サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 畜産 > アニマルウェルフェアについて > アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

## アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」

- 飼養管理指針のポイント(PDF: 430KB)
- 国際獣産事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付け5畜産第1062号) 地方農政局長等宛て(PDF: 319KB) 団体宛て(PDF: 257KB) 他省庁宛て(PDF: 232KB) 農林水産省内宛て(PDF: 224KB)
- 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1063号)(PDF: 892KB)
- 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1064号)(PDF: 542KB)
- 豚の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1065号)(PDF: 533KB)
- 採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1066号)(PDF: 400KB)
- ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1067号)(PDF: 369KB)
- 馬の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1068号)(PDF: 1,397KB)
- 家畜の輸送に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1069号)(PDF: 1,482KB)
- 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1070号)(PDF: 575KB)

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する参考資料

- Q&A(PDF: 1,221KB)
- チェックリスト(乳用牛)(PDF: 323KB) チェックリスト(乳用牛)(WORD: 81KB)
- チェックリスト(肉用牛)(PDF: 356KB) チェックリスト(肉用牛)(WORD: 77KB)
- チェックリスト(豚)(PDF: 342KB) チェックリスト(豚)(WORD: 73KB)
- チェックリスト(採卵鶏)(PDF: 453KB) チェックリスト(採卵鶏)(WORD: 69KB)
- チェックリスト(ブロイラー)(PDF: 389KB) チェックリスト(ブロイラー)(WORD: 62KB)
- チェックリスト(馬)(PDF: 316KB) チェックリスト(馬)(WORD: 72KB)
- チェックリスト(輸送)(PDF: 316KB) チェックリスト(輸送)(WORD: 124KB)

過去の指針についてはこちら

公益社団法人 畜産技術協会: アニマルウェルフェア (lin.gr.jp) (外部リンク)  
公益社団法人 日本馬事協会 (hajikyo.or.jp) (外部リンク)

## ●農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

## ●(公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

## ●WOAHコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

## ●採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。